慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『続日本紀』 大宝元年八月甲辰条について：寺封に関する浄御原令文の存否をめぐって
Sub Title	A study on Laws in Ancient Japan : Concerning especially "Kiyomihara-Ryo"
Author	長谷山, 彰(Haseyama, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.2 (2009. 2) ,p.175- 192
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090228-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『続日本紀』大宝元年八月甲辰条について

――寺封に関する浄御原令文の存否をめぐって――

長谷山　彰

はじめに

七世紀以降、日本古代国家の根本法典である律令法が数度にわたって編纂されたが、その原本はいずれも現在に伝わらない。養老令は平安期の注釈書である『令義解』によって大体が知られ、それ以前の大宝令については『令集解』に載せる大宝令の注釈書である古記よって比較的多くの条文が復原可能である。しかし、天武・持統朝に編纂された浄御原律令については、復原作業はほとんど進んでいない。『続日本紀』大宝元年癸卯(1)条の大宝令の完成施行を示す記事に「大略は浄御原朝庭を以て准正と為す」とあることなどを手がかりとして、いくつかの条文が復原されるに留まっている(2)。

その中で、『続日本紀』大宝元年八月甲辰条に載せる寺封の取り扱いを定めた太政官処分が、養老禄令寺不在食封之例条に相当する浄御原令文の存否について検討する手がかりとなりうることに気づいた。また同条は『続

日本紀』写本の校訂上の問題も孕んでいるのでその点についてもあわせて検討したい。

一

新訂増補国史大系『続日本紀』（以下、国史大系本と称する）大宝元年八月甲辰条に次のような記事がみえる。

太政官處分スラク。近江ノ國志我ノ山寺ノ封。起ツテ庚子ノ年（天武四年）ニ計ルニ満ニ卅歳ニ。觀世音寺筑紫ノ尼寺ノ封。起ツテ大寶元年ニ計満ツ五歳ニ。並ニ停ニ止メ之ヲ。皆准ヘ封ニ施レ物ヲ。（返り点、送り仮名はすべて同書による）

近江国志我山寺は『扶桑略記』によれば、天智七年に天皇の発願により創建された崇福寺のことであり[3]、筑紫観世音寺も天智天皇が百済救援の役の最中に九州朝倉宮で崩じた母斉明帝の追善のために造営を発願した寺である[4]。筑紫尼寺は不明であるが、観世音寺に付随する寺とみてよいであろう（『扶桑略記』は「尼寺」はなく「筑紫観世音寺」とする）。右の太政官処分は志我山寺、観世音寺・筑紫尼寺について、前者は「庚子年」を起点として満三十年、後者は大宝元年を起点として満五年に至れば、その寺封を並びに停止し、封に准じて物を施入すべきことを命じているのであるが、問題はそれら寺封を停止する時期はいつかということである。

この点について、国史大系本は、「庚子年」に［天武四年］と傍注を施している。天武四年は西暦六七五年で満三十年後は慶雲二（七〇五）年、また大宝元（七〇一）年から満五年後は慶雲三（七〇六）年であるから、国史大系本の編者によれば、両寺はそれぞれ慶雲二（七〇五）年と慶雲三（七〇六）年に期限を迎え、並びに寺封を停止されることになる。しかし、天武四年は実は「庚子年」ではなく「乙亥年」である。天武四年は部曲廃止の詔[5]が出された年で、翌天武五年には諸王諸臣の西国の封戸を東国に代えて支給するなどしている[6]ので、天武四年

は寺封に関する政策が出されるのにふさわしい時期とみて、このように解釈したのであろう。しかし、現に史料が「庚子年」と明記するものを、「乙亥年」と読み替えるのは史料の扱いとして適切とは言い難い。あるいは単に「天武四年」の傍注が「文武四年」の誤記であるかもしれない。「庚子年」は文武四（七〇〇）年だからである。

それでは表記通り「庚子＝文武四年」を前提に太政官処分の定める内容を読むとどうなるか。文武四年は太政官処分が出された大宝元（七〇〇）年の前年に当たる。日本思想大系『律令』[7]の禄令14寺不在食封之例条の注記は、

天武九年四月の勅で諸寺の食封は賜封以後三十年間だけその所有を認めることとし（書紀）、この制が大宝元年の大宝令施行まで継続、以後、五年の制に改められた。この場合、すでに支給されている食封については、従前の制が適用された（続紀、大宝元年八月甲辰条）。

としている。天武九年勅とは『日本書紀』天武九年四月是月条に載せる次の記事である。

勅。凡諸寺者。自レ今以後。除下爲二國大寺一二三上以外。官司莫レ治。唯其有二食封一者。先後限二卅年一。若數レ年滿レ卅則除之。（後略）

二、三の国の大寺を除き、以後、諸寺に対する官司の管理保護を止めること、食封を支給されている場合、先後三十年を限り、三十年に満ちた場合、支給を停止すべきことを命じている。従って、『律令』の注記の解釈によって大宝元年八月甲辰の太政官処分の意図を解釈するならば、大宝令が施行された大宝元（七〇一）年を境として、庚子年（文武四年＝七〇〇年）に支給された志我山寺の寺封は、大宝令施行以前の施入であるから、天武九年の勅によって、文武四年を起点として三十年間支給とし、大宝元年施入の観世音寺・筑紫尼寺の寺封は（大宝

令の）五年の制を適用して、大宝元年を起点として五年後に支給を停止するということになる。

ちなみに新日本古典文学大系『続日本紀』[8] 大宝元年八月甲辰条もこれとほぼ同様で、本文は

太政官処分、近江国志我山寺封、起二庚子年一計満二卅歳一、観世音寺・筑紫尼寺封、起二大宝元年一計満二五歳一、並停二止之一。皆准レ封施レ物。（返り点、送り仮名はすべて同書による）

とし、志我山寺（崇福寺）について、「庚子年」は「前年の文武四年。その年に封戸を施入」と注記し、「満三十歳」については、「大宝令施行以前の施入なので、天武九年三月勅の寺封は三〇年後に収公するという法を適用する」と注記を付している。また「大宝元年」の部分には「この年に施入」と注記を施している。観世音寺・筑紫尼寺の寺封は大宝令施行の年である大宝元年に施入されたので、大宝令を適用して満五年後に寺封を停止されると解釈しているのである。

ここで確認したいのは、日本思想大系『律令』、新日本古典文学大系『続日本紀』ともに、大宝元年の大宝令施行を境として勅による施入が三十年から五年に改められたとしているが、実は大宝禄令の当該条文の内容は明らかではないということである。

同条の養老令文を掲げると次のようなものである。

凡寺。不レ在二食封之例一。若以二別勅一権封者。不レ拘二此令一。権。謂。五年以下。

原則として寺には食封を支給しないこと、例外として別勅を以て権に寺封を支給できることを規定し、「権（かりに）」とは五年以下のことであると本注を付している。次に『令集解』当該条を掲げると次のようなものである。

凡寺不レ在二食封之例一。若以二別勅一権封者。不レ拘二此令一。
釈云。説文。拘止也。音挙隅反也。
権謂五年以下。
朱云。未レ知。此文。勅為レ不レ称二年限一歟。答。然也。
若勅不レ称二権字一者為レ別哉何。

ここには養老令の注釈である令釈と朱記の注釈はあるが大宝令の注釈である古記は載せられておらず、同条に相当する大宝令文があったかどうかは確認できない。従って、大宝元年八月甲辰条の記事こそが大宝令文の存在を推定する根拠であるといえる。同条に見える太政官処分が、観世音寺の寺封についてわざわざ五年を限るとしているのであるから、大宝令にも別勅による寺封は五年以下とする例外規定があったと推定してよいであろう。『続日本紀』によれば、天平六年に、三年を限って四天王寺に食封二百戸を施入し、同十年には五年を限って観世音寺に食封百戸を施入している。[10] また天平二十年の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』[11]には、養老六年に法隆寺に五年を限って食封三百戸を施入したことがみえている。いずれも大宝令制下の記事であり、これらによっても、大宝禄令当該条には別勅五年以下の寺封の支給を定める例外規定が存在していたことが確認できる。

問題は浄御原令との関係である。日本思想大系『律令』、新日本古典文学大系『続日本紀』の注記は、文武四年の段階では大宝令が施行されていないので、天武九年の制によって三十年支給としたとみなしているが、特に浄御原令との関連について触れるところがない。持統朝に施行された浄御原令では寺封についてはどのように定められていたのであろうか。太政官処分の内容からみて、浄御原令には少なくとも別勅五年以下支給の例外規定はなかったと考えられるが、翻って、別勅三十年支給が明文化されていたかどうかは定かではない。さらにいえば、寺への食封不支給を定めた原則規定があったかどうかも不明である。これらの点について、次に『日本書

紀』の関連記事を検討してみたい。

二

『日本書紀』によれば、天武朝には寺封に関する政策が次々と打ち出されている。まず天武八年四月乙卯条に

詔曰。商量諸有食封寺所由。而可加加之。可除除之。

とあり、食封の支給を受けている寺の所由を商量して支給すべきものは継続し、除くべきものは停止せよと命じている。翌天武九年四月是月条では、前述の如くさらに踏み込んで、国の大寺を除き、以後、諸寺に対する官司の管理保護を止めること、食封を支給されている場合、先後三十年を限り、三十年に満ちた場合、支給を停止すべきことを命じたのである。これらによって、原則として寺には食封を支給しないこと、別勅によって例外的に支給する場合には三十年を限る政策が確立されたと思われる。六年後の朱鳥元年八月己丑条によれば、檜隈寺・軽寺・大窪寺に三十年を限って各々封百戸を施入している。(12)

その後、持統朝に入ると同種の記事はみえないので、あるいは浄御原令では明文化されなかったかとも思われるが、文武朝に至り、『続日本紀』文武三（六九九）年六月戊戌条には

施山田寺封三百戸。限卅年也。

とあり、山田寺に三十年を限って寺封三百戸を施入している。浄御原令制下を通じて別勅三十年以下の制が守ら

れていたと考えてよいであろう。天武九年勅及びその後の諸寺への寺封施入の例からみて、浄御原禄令にも寺封に関する規定があり、少なくとも別勅を以て例外的に寺封を支給する場合には三十年を限ることが定められていたと思われる。恐らく寺への食封施入を止める原則規定も存在したであろう。

ただ、ここに一つの疑問が生じる。大宝元年の太政官処分が文武四年に施入された志我山寺については特に三十年間の支給を確認しているのに対して、一年違いの文武三年に施入された山田寺の寺封の取り扱いについて触れていない点が気にかかるのである。

そこで注目されるのが大宝元年八月甲辰条について、以上に述べたこととは全く異なる読みと解釈を示している説のあることである。増補六国史『続日本紀』(13)（以下、朝日本と称する）では大宝元年八月甲辰条の当該部分が

近江國志我山寺ノ封ハ、起二庚午年一ヨリ計満二卅歳一、観世音寺筑紫尼寺ノ封ハ、起二大寶元年一計満二五歳一、並停止セヨ之。（傍点筆者）

となっており、「近江國志我山寺の封は庚午年より起って計るに三十歳に満つ、観世音寺・筑紫尼寺封は大宝元年より起って計るに五歳に満つれば、並びに停止せよ」と読むかの如くである。国史大系本との大きな違いは、「庚子年」ではなく「庚午年」としていることである。この部分には頭注があり、次のように記されている。

庚午年、天智九年なり　同年より起算するに昨年にて三十年に満てり
故に満三十年と云原本午を子に作る　曽本淀本に拠て改む。

原本にあった「庚子年」を曽本、淀本によって「庚午年＝天智九年」に改めたというのである。朝日本の編者佐伯有義氏は、当該部分を、天智九（六七〇）年から数えて三十年目の文武四（七〇〇）年に食封支給の年限が満ちたので、翌大宝元年の太政官処分は年限満了として崇福寺への寺封支給停止を確認したと解釈されたのであろ

う。この佐伯氏の解釈に従えば、太政官処分が文武三年に三十年を限って施入された山田寺の寺封については触れるところがなく、志我山寺の寺封についてのみ停止を確認していることが容易に理解できる。大宝令施行の大宝元年を境に、それ以前の施入については浄御原令制の三十年支給の制を適用し、大宝元年以後の施入については大宝令の規定によって五年を限るという原則を確認し、ただ志我山寺の分については大宝令施行の前年にすでに年限が満ちているので、誤解を避けるため特に停止を確認したと説明できるからである。

ほかに「庚子年」と「庚午年」の異同に触れるものとして直木孝次郎氏他の訳注による東洋文庫『続日本紀』[14]（以下、東洋文庫本と称する）がある。当該部分については次のような訳注文が載せられている（磯田信義氏の訳注）。

近江国の志我（しが）山寺（中略）の食封については、庚子の年（文武四年＝七〇〇年。古写本の多くは庚子とするが、曽我本・淀本など「庚午」とするものもある。庚午なら天智元年）より〔逆〕算して〔すでに〕満三十年となっており、観世音寺（中略）と筑紫尼寺（不明）の食封については、大宝元（七〇一）年から逆算して〔すでに〕満五年になっているので、ともにこれを停止して、〔新たに禄令の規定（14寺不在食封之例条に、寺は食封の例に入れない、封戸を施入するときは五年を限る、とある）により、各寺に〕皆食封に准じて物を施入するようにせよ。

「庚子年」と「庚午年」の文字の異同については両論併記の形だが、「庚子年」「大宝元年」共にある時点から「逆算」した年とみていることが特徴で、結局、志我山寺と観世音寺・筑紫尼寺とも大宝元年に満期がきて、「並びに停止」されたと解していることが注目される。この点については「満三十年」の部分に付された注記によってより明らかとなる。注記は以下のようなものである。

志我山寺（崇福寺）は天智天皇の勅願によって建立された寺。正確な創立年や食封支給年代は不明であるが、天智九

（六七〇）年に食封が支給されたとすれば、庚子の年（七年）まで三十年となる。以下にみえる観世音寺・筑紫尼寺についても食封支給年は不明であるが、持統十（六九六）年に支給され、大宝元（七〇一）年まで五年を経過したのであろう。

これをみると、当該条の本文は「庚子年」のままで、「庚子年」から三十年を逆算し、該当する「庚午年」を寺封支給の年と解することで、結局は「庚午年」と校訂した朝日本と同じ結論に達していることがわかる。東洋文庫本が「庚子年」「大宝元年」を逆算の起点としたのは「並停止之」という表記を重視し、大宝元年に三寺とも寺封を停止されたことを前提に解釈したからであろう。しかし、これは偶々「庚子年」ではなく「庚午年＝天智九年」とする写本の存在することから想起した解釈に過ぎず、まして観世音寺・筑紫尼寺については、持統十年を支給の起点とする根拠はない。太政官処分の意図は大宝令の施行を境として規準を立てることにあったことはまず疑いないから、東洋文庫本のように解すると、共に大宝令施行以前の施入である志我山寺と観世音寺・筑紫尼寺についてなぜ一方を三十年支給とし、他方を五年支給とするのかが説明できなくなる。やはり、「庚子年」を起点にして将来へ向かって、満三十年後、同じく大宝元年を起点に満五年後に「並びに停止」すると素直に読むべきであろう。

すると検討すべき問題は朝日本のように「庚子年」を「庚午年」と校訂して読むのがよいかどうかである。いいかえれば曽本、淀本の写本としての信頼性だが、朝日本の凡例によれば、曽本は水戸徳川侯爵所蔵（彰考館所蔵）の曽我本、淀本は淀藩稲葉氏の旧蔵で、佐伯有義氏の所蔵本である（現在は学習院大学の所蔵）。北川和秀氏の研究[15]によれば、『続日本紀』の写本は卜部本系統と金沢文庫本系統に大別されるが、淀本は金沢文庫本を祖本とする写本の一つで寛文―元禄（一六六一～一七〇三）頃の書写とされる。しかし祖本である金沢文庫本（蓬左文

庫所蔵）では当該部分は「庚子」となっている。金沢文庫本は『続日本紀』の現存する最古の写本であり、その価値は高い。但し、大宝元年を含む巻一から巻十に当たる部分は慶長年間に補写されており、卜部本系統に属する内閣本（慶長十八年頃書写）を写したものとされている。従って、淀本が慶長補写以前の金沢文庫本の古態を残しているのであれば、同本が「庚午年」としていることは俄然重要性を帯びてくるが、実際には巻一から巻十に相当する部分についても淀本は基本的に慶長補写以後の金沢文庫本と一致している。しかも淀本は慶長補写の金沢文庫本を直写したものではなく、元和校本を経ていることが北川氏によって明らかにされている。元和校本は元和八（一六二二）年に金沢文庫本（又はその転写本）を底本として、三条西実隆の自筆本（永正十二年書写）で校訂した本の転写本である。曽我本もまた元和校本から出たと思われる写本であり、両本とも『続日本紀』の本文校訂上における位置は低いとみなされている。従って、曽我本、淀本に依拠して当該部分を「庚午年」と校訂することは適切とは言い難いのである。但し、興味深いのは写本の系統上で親子関係にない淀本、曽我本が共に「庚午年」としていることで、両本とも親本が元和校本であるということからみると、「庚午年」への変更は単なる誤写ではなく、元和の校合作業において、考証の結果、『続日本紀』原本には「庚午年」と記されていたであろうと判断され、意図的に校訂した可能性が高いと思われることである。

古写本といえども原本でないことに変わりはないから、古い段階ですでに写本に間違いがあったという可能性も皆無ではない。その限りでは元和校本や朝日本のように当該部分を「庚午年」として、太政官処分の内容を解釈する余地も残されている。しかし、この様な場合に字句の訂正が許されるのはそのままでは全く文意が通じず、あるいは既知の歴史事実に反するといった例外的な場合に限られるべきであろう。大宝元年八月甲辰条の場合は字句を訂正する必然性は乏しいように思われる。志我山寺（崇福寺）への食封の施入が庚子年（七〇〇年＝文武四年）に行われたとしても十分に文意は通じるし、実際にこの年に食封の施入が行われた可能性が高いからである。

『続日本紀』天平元年（七二九年）八月癸亥条に

在二近江國一紫郷山寺者入二官寺之例一。

とあり、紫郷山寺（志我山寺）を官寺の例に入れることが決められている。文武四（七〇〇）年に施入された寺封が、大宝元年の太政官処分により、天平二（七三〇）年に満三十年の期限を迎えることを契機に、官寺として今後も保護を加えてゆくことを決定したと考えられる。

三

大宝元年八月甲辰条の当該部分が「庚子年」であるとするならば、先にも触れたように、大宝元年の太政官処分が出された背景をめぐっていくつか検討すべき疑問が残る。第一に文武四年に施入された志我山寺については三十年間の支給を確認しているのに対して、一年違いの文武三年に施入された山田寺について触れていないこと、第二に、観世音寺・筑紫尼寺に寺封が施入されたのはいつか。大宝元年に施入されたのか、それともそれ以前に施入されていたが、大宝令施行後も特例として大宝元年から五年間は支給することとしたのかという点である。

第一の疑問については、大宝令編纂過程と関連させて理解することで説明が可能である。大宝令の成立については、文武四年に編纂が開始され、大宝元年八月に完成したとするのが通説である。『続日本紀』大宝元年八月癸卯条[16]には、刑部親王や藤原不比等などの大宝令編纂関係者に禄を賜うと共に律令が「是に於いて始めて成る」としており、通説ではこれが大宝律令完成を示す記事とされてきた[17]。これに対して、近年、すでに文武四年の段階で一応編纂事業は終わっており、大宝元年は施行の年とみるべきであるとの説が主張されている[18]。確かに大宝

元年八月以前にも大宝令施行の記事はみられる。同年三月甲午[19]には新令により官名位号を改制すべきことを命じ、四月庚戌[20]には下毛野古麻呂等三人を以て親王諸臣百官人等に新令を講ぜしめ、また六月壬寅[21]には道君首名を大安寺に遣わして僧尼令を説かしめ、さらに六月己酉[22]には庶務は一に新令によるべきことを命じる勅が出されている。特に注目すべきは文武四年三月甲子条に

詔二諸王臣一讀二習令文一。又撰二成律條一。

とあり、諸王臣に詔して令文を読習させ、律条の撰成を命じていることである。従来の通説では、この記事は大宝令編纂の前提として浄御原令文を読習したことを示すものとみなされてきたが、むしろ一応編纂なった大宝令の条文を読習させたと解すべきであろう。新しい大宝令を朝廷の官人に公布、周知したうえで、翌大宝元年から個々の官司への施行、運用を開始したとみる方が自然だからである。大宝令編纂の経過をこのように理解するならば、浄御原令制下の文武三年の段階で山田寺に寺封を施入する際には三十年間支給とすることに疑問はなかったが、文武四年段階ではすでに大宝令編纂の事業が一段落し、その内容が官人に周知されていたので、志我山寺に食封を施入するに当たって、従前の制を適用すべきことを確認する必要があったのだと理解できる。

第二の点についてはどうか。まず観世音寺・筑紫尼寺への食封の施入時期であるが、もし大宝元年以前に寺封が施入されていたのであれば、同じく浄御原令制下に食封の施入を受けた志我山寺が三十年間支給の優遇措置を受けているのに観世音寺が五年で打ち切られる理由がわからない。観世音寺・筑紫尼寺の寺封は大宝令施行の年である大宝元年に新たに施入されたと考えるべきであろう。[23]『続日本紀』和銅二年（七〇九）二月戊子条[24]によれば、観世音寺の造営が年代を累ねるといえども遅々として進まず、改めて造営推進を促したことが知られる。養老七年には僧満誓を遣わし、筑紫観世音寺の造営に当たらせている。[25]前述の如く、天平十年には五年を限って観

世音寺に食封百戸を施入した記事がみえるから、大宝元年にも造営促進の意味で特に五年を限って食封を施入したのであろう。

最後に、大宝元年の太政官処分がなぜ志我山寺、観世音寺・筑紫尼寺への食封施入に限って定めるのか、いいかえれば、文武三年の山田寺と併せて、この前後になぜ次々とこれらの寺に食封が施入されたのか、その背景について触れておきたい。主要な寺院への食封施入はほとんど天武朝に行われ、『日本書紀』による限り、持統朝には寺封の施入記事は見えない。文武朝にいたって、文武三年に山田寺、同四年に志我山寺（崇福寺）、大宝元年に観世音寺・筑紫尼寺と次々に寺封の施入行われるのだが、これは決して偶然ではなく、特別の意図によるものであったと推測される。

観世音寺創建は斉明帝追善を目的とした天智帝の発願によるものであり、志我山寺（崇福寺）は同じく天智天皇の発願、山田寺は改新政権で右大臣を努めた蘇我倉山田石川麻呂による創建である。大宝元年当時、これらの寺に共通した由縁をもつ人物として持統太上天皇の存在が注目される。持統太上天皇にとって、天智帝は父、斉明帝は父方の祖母、そして蘇我倉山田石川麻呂は母遠智娘を通じて外祖父に当たる。夫天武帝の死と嫡子草壁皇子の早世による皇統の危機を乗り越え、位を孫の文武天皇へ譲った晩年の持統太上天皇にとって、大宝元年前後は大任を果たして安堵の思いを強くした時期である。ちなみに大宝二年十月に大宝律令が天下に施行された直後の十二月に持統太上天皇は崩じている。[26] 大宝元年前後に老女帝の意志によってこれら諸寺への寺封支給が行われたと考えることは不自然ではあるまい。夫天武天皇が諸寺に対して積極的に寺封を支給していたことも念頭にあったであろう。

こうした諸事情を勘案するならば、大宝元年の大宝令の施行を契機に、当該諸寺に限って寺封に関する太政官処分が出された事情も了解できるのではないだろうか。

おわりに

『続日本紀』大宝元年八月甲辰条をめぐって、迂遠な考察を重ねてきた。結論らしきものを述べるならば、写本の校訂の問題については、金沢文庫本等の古写本による国史大系本、新日本古典文学大系本等の本文で問題はなく、朝日本は訂正を要することが確認できたと思う。

禄令寺不在食封之例条との関係でいえば、養老令の別勅による寺封の支給は五年を限るとする規定は大宝令にも存在したことはほぼ間違いなく、浄御原令ではこれと異なり、別勅を以て寺封を支給する場合、三十年を限ると規定されていた可能性が高いことを指摘した。

また、大宝元年前後に、山田寺、志我山寺（崇福寺）、観世音寺・筑紫尼寺に相次いで寺封が施入された背景には、これらの寺の創建者である蘇我倉山田石川麻呂や天智天皇と血縁を持つ持統太上天皇の意志が働いており、そのために大宝令施行を契機に、これらの寺について食封の取り扱いの区別を明らかにする太政官処分が出されたと考えられる。

いずれも屋上屋を架すとの誹りを免れない結論であるが、大方の御叱正を賜われば幸いである。

（1）『続日本紀』大宝元年八月癸卯条

遣二三品刑部親王、正三位藤原朝臣不比等、従四位下下毛野朝臣古麻呂、従五位下伊吉連博徳・伊余部連馬養等一、撰二定律令一。於是始成。大略以二浄御原朝庭一爲二准正一。仍賜レ禄有レ差。

（2）瀧川政次郎「天武律令」（『律令の研究』刀江書院、一九三一年）では、浄御原令の篇名に氏令や考仕令があったことなどが指摘されている。また坂本太郎「飛鳥浄御原律令考」（『日本古代史の基礎的研究　下』東京大学出版会、一九六四年）は『続日本紀』大宝元年癸卯条の「大略以浄御原朝庭爲准正」を手がかりとして、『日本書紀』にみえ

る天武朝の詔勅の内容が、養老令ないし復原された大宝令と類似している場合、その条文は浄御原令にも存在していたとみなし『日本書紀』天武天皇五年八月辛亥条に

詔曰。四方爲二大解除一。用物則國別國造輸二秡柱一。馬一匹。布一常。以外郡司各刀一口。鹿皮一張。鑊一口。刀子一口。鎌一口。矢一具。稲一束。且毎レ戸麻一條。

とみえる大祓の内容が浄御原令に取り入れられ、その後の大宝・養老の神祇令諸国条の

凡諸国須二大祓一者。毎レ郡出二刀一口。皮一張。鍬一口。及雑物等一。戸別麻一条。其国造出二馬一疋一

と規定する条文に受け継がれたと推定された。

(3) 『扶桑略記』天智天皇七年戊辰正月七日条

於二近江国志賀郡一。建二崇福寺一。(後略)

(4) 『続日本紀』和銅二年二月戊子条

詔曰、筑紫観世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉二爲後岡本宮御宇天皇一、誓願所レ基也。雖レ累二年代一、迄レ今未レ了。宜下大宰商量、充二駈使丁五十許人一、及逐二閑月一、差二発人夫一、専加二検校一、早令*営作上。

(5) 『日本書紀』天武天皇四年二月己丑条

詔曰。甲子年諸氏被レ給部曲者。自レ今以後除之。

(6) 『日本書紀』天武天皇五年四月辛亥条

勅。諸王。諸臣被レ給封戸之税者。除二以西國一。相易給二以東國一。

(7) 日本思想大系3『律令』(岩波書店、一九七六年)。

(8) 新日本古典文学大系『続日本紀』(岩波書店、一九八九年)

(9) 『続日本紀』天平六年三月丙子条

施二入四天王寺食封二百戸一、限以二三年一。(後略)

(10) 『続日本紀』天平十年三月丙申条

施二山階寺食封一千戸一。鵤寺食封二百戸。隅院食封一百戸。

又限二五年一、施二観世音寺食封一百戸一。

(11) 『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（寧楽遺文）

又食封三百戸

右養老六年歳次壬戌、納賜平城宮御宇　天皇者、神亀四年歳次丁卯年停止。

養老六年は西暦七二二年、神亀四年は七二七年で満五年を限って施入されたことが知られる。尚、このほかに、大化三年戊申の年に巨勢徳陀によって食封が施入され、己卯年（天武八年）に支給を停止されたことが記されている。

合食封三百戸

右本記云、又大化三年歳次戊申九月廿一日己亥、許世徳陀高臣宣命納賜、

己卯年停止。

法隆寺側の史料によっているが、大化三年は戊申ではなく丁未（六四七）年。戊申の干支を優先すれば西暦六四八年であり、己卯年（天武八年＝六七九年）には満三十年を経過して寺封を停止されたことになる。天武八年は本文に引いたように、食封を支給されている寺の所由を勘考して、止めるべきものについては停止すべきことを命じた年である。但し、三十年を限って支給すべきことを命じたのは翌天武九年であるから、この所伝は全体として後世の知識で作文された可能性が高い。

(12) 『日本書紀』朱鳥元年八月己丑条

檜隈寺。軽寺。大窪寺。各封二百戸。限二卅年一。

(13) 増補六国史『続日本紀』（昭和十五年、朝日新聞社。昭和五十七年名著普及会より復刻刊行）。

(14) 東洋文庫四五七『続日本紀』（直木孝次郎他訳注。平凡社、一九八六年）。

(15) 北川和秀「続日本紀諸本の系統」（『学習院大学文学部研究年報』30、一九八四年）。

(16) 前掲、注(1)参照。

(17) 瀧川政次郎前掲、注(2)書。

(18) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（前掲、注(7)書）。直木孝次郎『持統天皇』（吉川弘文館、一九六〇年）。

(19) 『続日本紀』大宝元年三月甲午条

始依二新令一改二制官名・位号一。

(20) 『続日本紀』大宝元年四月庚戌条

遣二右大弁従四位下下毛野朝臣古麻呂等三人一、始講二新令一。親王・諸臣・百官人等、就而習之。

(21) 『続日本紀』大宝元年六月壬寅条

令三正七位下道君首名説二僧尼令一于大安寺一。

(22) 『続日本紀』大宝元年六月己酉条

勅、凡其庶務一依二新令一。

(23) 後世の史料であるが、『新抄格勅符抄』神事諸家封戸（寺封部）には

大宰観音寺　二百戸　丙戌年施　筑前国百戸　筑後百戸

との記事がみえる。丙戌年は天武朝の朱鳥元（六八六）年であるから、この年に施入されたかとも思われるが、そうだとすると、やはり朱鳥元年に食封の施入を受けた注(12)の諸寺や文武三年に施入を受けた山田寺については触れるところがないのに、観世音寺だけが大宝元年の段階で五年の期限を設定されたことになり、不自然である。おそらく天武紀朱鳥元年条に諸寺へ食封を施入した記事がみえることを受けて、のちに寺側がこの年に仮託する寺伝を作成したものと思われる。

同書では、崇福寺については「百戸近江国　天平宝字元年施」とするのみで、大宝以前の食封施入について触れるところがない。また大安寺、飛鳥寺、川原寺、薬師寺については癸酉年（天武二年）の食封施入とするすが、これは『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』（『寧楽遺文』）に天武天皇二年歳次癸酉に食封七百戸を施入したとあることによって、他の天武天皇に縁があり、歴史的に同時期に属する諸寺についても同様の起源を記したに過ぎまい。大安寺に限っても、縁起では舒明天皇十一年にも食封が施入されたことを記すのに、『新抄格勅符抄』では触れるところがなく、記事全体の信憑性に疑問がもたれるのである。

(24) 前掲、注(4)参照。

(25) 『続日本紀』養老七年二月丁酉条

遣二僧満誓俗名従四位上笠朝臣麻呂一於筑紫一、令レ造二観世音寺一。

（26）『続日本紀』大宝二年十月戊申条

頒二下律令于天下諸國一。

同大宝二年十二月甲寅条

太上天皇崩、遺詔、勿二素服挙哀一。内外文武官釐務如レ常。喪葬之事、務従二倹約一。

＊『日本書紀』『扶桑略記』は新訂増補国史大系本を用い、『続日本紀』は新日本古典文学大系本を用いた。